

愛川町行政改革大綱

第3次改訂版

●平成18年度～平成20年度●



神奈川県愛川町

目 次

| | | |
|-----|----------------------|----|
| I | 基本的な考え方 | 1 |
| | 1. 行政改革大綱第3次改訂版策定の目的 | 1 |
| | 2. 実施期間 | 1 |
| | 3. 行政改革の基本方針 | 1 |
| | 4. 改革の視点 | 2 |
| | 5. 推進体制と進行状況の公表 | 3 |
| II | 改善項目一覧 | 4 |
| III | 改善実施計画 | 6 |
| | 1. 効率的・機能的な行政運営の推進 | 6 |
| | 【事業の改革】 | 6 |
| | 【施設の改革】 | 8 |
| | 2. 人材育成と協働型まちづくりの推進 | 10 |
| | 【サービスの改革】 | 10 |
| | 【人の改革】 | 12 |
| | 3. 経費の節減と財政の健全化 | 13 |
| | 【財政の改革】 | 13 |

I 基本的な考え方

平成 18 年 2 月策定

1. 行政改革大綱第 3 次改訂版策定の目的

今、住民の価値観の多様化と地方分権の進展の中で、自治体の個性やサービスの質が問われています。

本町では、県内市町村に先駆けて平成 16 年 9 月に施行した「愛川町自治基本条例」によって、行政の自己改革と町民参加の推進を一層強化する仕組みができました。しかし、この条例を制定した目的は、仕組みをつくることではなく、その仕組みをもとに、愛川町に関わるすべての人の力を結集して愛川町を創っていく“協働型まちづくり”を実現することであり、この条例を真に実効性あるものとするには、さらに職員一人ひとりの自覚と意識改革が必要不可欠です。

平成 8 年度に策定した「愛川町行政改革大綱」は、以後 3 年ごとに 2 度にわたる改訂版の策定とその推進により一定の成果を挙げています。そこで、これからも時代の変化を敏感にとらえ、効率的で質の高い町民本位の行政運営を実現するため、第 3 次改訂版を策定しました。

第 3 次改訂版では、【事業の改革・財政の改革・サービスの改革・施設の改革・人の改革】の 5 つを改革の視点として掲げ、これらを一つ一つ真摯に実践することによって、自治基本条例の理念を活かし、さまざまな課題に対応できるまちづくりを推進してまいります。

2. 計画期間

計画期間は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間とします。

3. 行政改革の基本方針

(1) 効率的・機能的な行政運営の推進【事業の改革・施設の改革】

現在の社会経済情勢から、限りある人員、限りある財源、限りある資源を最大限に有効活用しなければなりません。

行政評価制度を用いて事業の必要性や効果を検証し、成果重視の視点から見直しや簡素化・合理化を進めます。また、指定管理者制度の活用による公の施設の効率的な運営、民間委託の推進など、行政と民間との役割分担を見

直し、公・民の持つそれぞれの能力を最適に組み合わせて施設の管理運営を行うことが必要です。

(2) 人材育成と協働型まちづくりの推進【サービスの改革・人の改革】

行政改革の成否は、行政を担う職員の改善意欲と意識改革によるところが大きいことから、住民の要望や現状の問題点を的確にとらえ、きめ細かなサービスが提供できる柔軟で豊かな感性を持つ職員を育成していくことが重要です。

また、「自治基本条例」第5章に規定する“町民公益活動”や、第6章に規定する“まちづくり”など、住民の町政への参加意欲や能力を最大限に活かせる仕組みを有効活用し、質の高い、きめ細かなサービスが提供できるよう、住民の視点と職員の視点が融和した協働型のまちづくりを進めます。

(3) 経費の節減と財政の健全化【財政の改革】

財政の改革は、行政改革の重要な目的の一つです。地方財政の厳しい状況が改善される見通しの立たない中、現在のみならず、将来にわたる財政の健全性維持に向けた取り組みをしなければなりません。歳入面では自主財源の確保に努め、歳出面では徹底して経費全般を見直し、財政基盤の強化に向けて、これまで以上に費用対効果を意識した効率的な財政運営に努めます。

4. 改革の視点

【事業の改革】

行政評価制度を活用し、成果重視の視点から、真に必要な事業が最小の経費をもって行われ、かつ、最大の効果が発揮されるよう、民間委託の推進、既存事業の統廃合など、事務事業全般を常に客観的に評価しながら見直します。

【財政の改革】

住民負担の公平性を図るため、町税等の収納率の向上や、使用料・手数料など受益者負担の適正化を進めます。

また、全職員がコスト意識と経営感覚の向上に意を注ぎながら、経常経費の削減、補助金の見直し、町有財産の適正運用などに努め、中長期的な財政の健全性維持を図っていきます。

【サービスの改革】

時代の要請に応え得る質の高い、きめ細かな行政サービスの提供が求められる中で、効率とサービスのバランスを考慮しながら、真に必要なサービスを迅速・的確に行っていくことを心がけます。

既存のサービスにおいても、情報の入手や手続きにかかる時間とコストができるかぎり削減されるよう、情報通信技術を有効に活用した情報提供の充実に取り組みます。

また、NPOやボランティア団体などの育成・支援により町民公益活動を促進することなどを通じて、個性的で自立した行政サービスの提供について研究していきます。

【施設の改革】

指定管理者制度の創設に伴い、保育園や文化・スポーツ施設など、すべての公の施設において総点検を行い、今後の行政サービス、管理コスト、職員定数、施設の特性などの観点から制度導入の可否を検討し、施設の効果的・効率的な管理運営体制を構築します。

また、出張所などについては、引き続きその在り方の研究をしていきます。

【人の改革】

適材適所・少数精鋭を基本とした定員管理の適正化や、職員の資質向上につながる研修の充実などに努めます。

一方、住民参加を進めるための基盤となる人的資源の活用と人材の育成に向け、従来、町政への参加が得られにくかった女性や若年層、外国籍住民などの参加を促進するとともに、多種多様な知識・経験を持つ住民の能力や意欲を活かせるよう、多方面からの人材発掘と能力開発に努めます。

5. 推進体制と進行状況の公表

推進にあたっては、町長を本部長とする「行政改革推進本部」を主体とし、改善実施計画に基づき全庁を挙げて取り組みます。

また、改善実施計画の進行状況は、「行政改革推進委員会」に随時報告し、意見や提言をいただくとともに、住民への公表をしていきます。

II 改善項目一覧

1. 効率的・機能的な行政運営の推進

| 種 類 | 項目No. | 改 善 項 目 | ページ |
|----------------|-------|-----------------------|-----|
| 事業の改革 (8項目) | 1 | 各種計画策定の見直し | 6 |
| | 2 | 町発行印刷物作成の見直し | 6 |
| | 3 | 行政評価制度外部評価の在り方の研究 | 7 |
| | 4 | 各種イベント・大会・表彰式等の見直し | 7 |
| | 5 | 任意団体事務局の在り方を見直し | 7 |
| | 6 | ホームヘルパー養成事業の見直し | 7 |
| | 7 | 町マイクロバスの在り方を見直し | 8 |
| | 8 | 低公害車両導入の推進 | 8 |
| 施設の改革 (7項目) | 9 | 指定管理者制度の導入 | 8 |
| | 10 | 保育園の委託化の検討 | 8 |
| | 11 | 出張所の在り方の検討 | 9 |
| | 12 | 社会教育施設等の無休化、開館時間延長の検討 | 9 |
| | 13 | 学校施設開放の検討 | 9 |
| | 14 | ごみ収集業務の委託化の検討 | 9 |
| | 15 | し尿処理業務の委託化の検討 | 10 |

2. 人材育成と協働型まちづくりの推進

| 種 類 | 項目No. | 改 善 項 目 | ページ |
|------------------|-------|---------------------|-----|
| サービスの改革 (7項目) | 16 | 電子申請・届出システムの推進 | 10 |
| | 17 | 町税等のコンビニエンスストア納付の研究 | 10 |
| | 18 | 時差出勤制度拡大の研究 | 10 |
| | 19 | 町ホームページの見直し | 11 |
| | 20 | 町内循環バスの有料化等の検討 | 11 |
| | 21 | 戸籍事務の電算化 | 11 |
| | 22 | 組織・機構の見直し | 11 |
| 人の改革 (4項目) | 23 | 定員適正化への取組み | 12 |
| | 24 | 職員研修の充実 | 12 |
| | 25 | 人事評価制度の導入 | 12 |
| | 26 | 行政パートナー制度の研究 | 12 |

3. 経費の節減と財政の健全化

| 種 類 | 項目No. | 改 善 項 目 | ページ |
|----------------------|-------|----------------|-----|
| 財 政 の 改 革 (10 項目) | 27 | 経常的事務経費の削減 | 13 |
| | 28 | ペーパーレス化の推進 | 13 |
| | 29 | 納期前納付報奨金の段階的縮小 | 13 |
| | 30 | 町税等収納率の向上 | 13 |
| | 31 | 有料広告掲載制度の導入の検討 | 13 |
| | 32 | 補助金等の見直し | 14 |
| | 33 | 公共用空地の有効活用の検討 | 14 |
| | 34 | 使用料・手数料の見直し | 14 |
| | 35 | 外部監査制度の導入 | 15 |
| | 36 | 報酬等の見直し | 15 |

Ⅲ 改善実施計画

各改善項目の取組みは、改善プログラムに沿って進めます。なお、改善プログラム欄の矢印の種類は、次のように分けています。

- * 期間中を通して継続的に実施 —————▶
- * 検討、研究、検討・随時実施、研究・随時実施 -----▶

- ・ 検討とは、すでに第2次改訂版や担当部局での研究を経ているもので、各改善項目の実施や見直しに向けて具体的な方策を定めることをいいます。
- ・ 研究とは、今回新たに改善項目として掲げたもので、検討に向けて調査・分析をすることをいいます。
- ・ 随時実施とは、検討又は研究の期間中に、可能な部分から実施するものをいいます。

1. 効率的・機能的な行政運営の推進

【事業の改革】

No.1 各種計画策定の見直し

| 担当課 | 企画政策課、行政推進課、全課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---|------|------|
| 内 容 | 各種計画の策定にあたり、総合計画との連携や計画間の調整を強化する。また、住民が理解しやすいコンパクトな構成とするなど、計画書の内容についても精査する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | —————▶ 継続実施 | | |

No.2 町発行印刷物作成の見直し

| 担当課 | 行政推進課、全課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---|------|------|
| 内 容 | 町で発行している各種印刷物について、配布先を精査し、過大な量の印刷をしないよう見直す。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | —————▶ 継続実施 | | |

No.3 行政評価制度外部評価の在り方の検討

| 担当課 | 行政推進課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------------|------|------|
| 内 容 | 行政評価制度における外部評価を担 う組織として、既存の行政改革推進委員 会や町民参加推進会議の活用を視野に 入れ、外部評価の在り方を検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 検 討 -----▶ | | 実 施 |

No.4 各種イベント・大会・表彰式等の見直し

| 担当課 | 行政推進課、イベント等を担当する課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---------|---------------|------|
| 内 容 | 町の主催や他団体と共催している各 種のイベント等について、行政評価制度 を用いて見直しをする。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 見直し | 随時実施 ————▶ | |

No.5 任意団体事務局の在り方の見直し

| 担当課 | 行政推進課、団体事務局を担当する課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---------|------|------|
| 内 容 | 町が事務局をしている任意団体につ いて、事務の統廃合や事務配分の見直し 等を行う。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 見直し | 実 施 | |

No.6 ホームヘルパー養成事業の見直し

| 担当課 | 長寿課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|-------------|------|------|
| 内 容 | 受講希望の需要を満たす回数を確保 できないため研修開催を廃止し、個人的 に研修を受けた方に対し受講料の一部 を助成する制度に改める。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 見直し・ 実 施 | | |

No.7 町マイクロバスの在り方の見直し

| 担当課 | 総務課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------------|------|------|
| 内 容 | 現在所有している町マイクロバスは、通称「NOx・PM法」の車種規制により平成21年6月をもって使用可能期間が満了することから、リースや委託化などを視野に入れ、在り方を検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 検 討 -----> | | 見直し |

※NOx・PM法・・・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」

No.8 低公害車両導入の推進

| 担当課 | 企画政策課、管財契約課 | 改善プログラム | | |
|-----|----------------------------|----------------|------|------|
| 内 容 | 環境への負荷軽減のため、低公害車両の導入を推進する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 継続実施 —————> | | |

【施設の改革】

No.9 指定管理者制度の導入

| 担当課 | 行政推進課、公の施設を有する課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|--------------------|------|------|
| 内 容 | 「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本指針」に基づき、各施設について同制度の導入の可否を検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 検 討・随時実施 -----> | | |

No.10 保育園の委託化の検討

| 担当課 | 福祉課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------------|------|------|
| 内 容 | 保育サービスの向上と効率的な施設運営を図るため、保育園の民間委託を検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 検 討 -----> | | |

No.11 出張所の在り方の検討

| 担当課 | 住民課、企画政策課、行政推進課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---------|------|------|
| 内 容 | 半原出張所・中津出張所が所管する地域の特性や住民の利便性等を考慮しながら、より良い行政サービスと出張所の在り方を検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | | | 検 討 |

No.12 社会教育施設等の無休化、開館時間延長の検討

| 担当課 | 生涯学習課、スポーツ・文化振興課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------|------|----------|
| 内 容 | 住民の利便向上のため、公民館や図書館について、施設ごとの状況を踏まえ、無休化・開館時間延長について検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | | | 検 討・随時実施 |

No.13 学校施設開放の検討

| 担当課 | 生涯学習課、教育総務課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---------|------|----------|
| 内 容 | 現在、教室等校舎内の施設については警備上の問題から開放していないが、地域に根ざした学校運営をするため、開放の可否について検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | | | 検 討・随時実施 |

No.14 ごみ収集業務の委託化の検討

| 担当課 | 環境課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---------|------|------|
| 内 容 | 平成 24 年度からのごみ処理広域化に伴い運搬距離が伸びることから、効率的な収集運搬体制の整備やコスト削減を図るため、収集業務の一部の民間委託を検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | | | 検 討 |

No.15 し尿処理業務の委託化の検討

| 担当課 | 環境課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|------------------|------|------|
| 内 容 | し尿処理業務体制の効率化とコスト削減を図るため、施設の運転管理について委託化を検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | ----- 検 討 -----> | | |

2. 人材育成と協働型まちづくりの推進

【サービスの改革】

No.16 電子申請・届出システムの推進

| 担当課 | 行政推進課、全課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|-------------------|------|------|
| 内 容 | 公的個人認証の普及を推進するとともに、電子申請の取扱種類拡大、電子交付、手数料の電子決済等の研究を進める。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | ----- 継続実施 -----> | | |

No.17 町税等のコンビニエンスストア納付の研究

| 担当課 | 税務課、健康づくり課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|------------------|------|------|
| 内 容 | 納税者の利便性の向上と収納率向上を図るため、町税等のコンビニエンスストア納付を研究する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | ----- 研 究 -----> | | |

No.18 時差出勤制度拡大の研究

| 担当課 | 総務課、行政推進課、窓口業務を担当する課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|----------------------|------|------|
| 内 容 | 現在、公民館やスポーツ施設で時差出勤制度を取り入れているが、窓口等の開庁時間延長を視野に入れ、時差出勤制度拡大について研究する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | ----- 研究・随時実施 -----> | | |

No.19 町ホームページの見直し

| 担当課 | 総務課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------|------|------|
| | | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| 内 容 | 平成 17 年度実施のアンケート結果等を参考資料として、町ホームページのデザインなどの見直しをする。 | 見直し・ | | |
| | | 実 施 | | |

No.20 町内循環バス有料化等の検討

| 担当課 | 企画政策課、住民課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---------|-------|--------|
| | | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| 内 容 | 公共交通検討委員会での意見や住民アンケートなどの結果を踏まえ、有料化や路線の見直しを検討する。 | | 検 討 | |
| | | ----- | ----- | -----> |

No.21 戸籍事務の電算化


| 担当課 | 住民課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------|----------------|--------|
| | | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| 内 容 | 戸籍事務を電算化し、戸籍届書の受けから証明書発行までに要する期間の短縮や、証明書発行のスピードアップを図る。 | 実施準備 | 実 施 (戸籍システム稼動) | |
| | | -----> | -----> | -----> |

No.22 組織・機構の見直し


| 担当課 | 行政推進課 | 改善プログラム | | |
|-----|---------------------------------------|---------|------|--------|
| | | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| 内 容 | 新たな行政課題等に的確に対応できる組織・機構の在り方について、研究をする。 | | 継続実施 | |
| | | -----> | | -----> |

【人の改革】

No.23 定員適正化への取組み

| 担当課 | 総務課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|--|-------|-------|
| 内 容 | 平成 16 年度に策定した「第 2 次定員適正化計画 (17 年度～21 年度)」に基づき、民間委託の推進などにより、効率的な定員管理に努める。 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 |
| | |  | | |

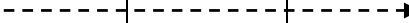
No.24 職員研修の充実

| 担当課 | 総務課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---|-------|-------|
| 内 容 | 社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる人材を育成するため、毎年度「職員研修計画」を定め、これに基づいた研修の実施により、職員一人ひとりの資質向上に努める。 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 |
| | |  | | |

No.25 人事評価制度の導入

| 担当課 | 総務課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---------|-------|-------|
| 内 容 | 組織の活性化と住民サービスの向上を図るため、人事評価制度を導入し、職員の処遇面や人材育成、能力開発などに活用する。 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 |
| | | 検 討 | 試 行 | 実 施 |

No.26 行政パートナー制度の研究

| 担当課 | 総務課、企画政策課、行政推進課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|--|-------|-------|
| 内 容 | あらかじめ登録した町民ボランティアに、各種イベント・美化作業・防災活動等を依頼する制度を研究し、幅広い分野での人材育成と能力開発を目指す。 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 |
| | |  | | |

3. 経費の節減と財政の健全化

【財政の改革】

No.27 経常的事務経費の削減

| 担当課 | 管財契約課、全課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---------|------|------|
| 内 容 | こまめな消灯、公用車の適切な利用、冷暖房の適温管理、節水などを職員一人ひとりが心がけ、共通消耗品費、光熱水費、燃料費など経常的な事務経費削減に努める。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 継続実施 | | |
| | | —————▶ | | |

No.28 ペーパーレス化の推進

| 担当課 | 総務課、全課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------|------|------|
| 内 容 | 両面・縮小印刷を徹底し、資料の簡素化や部数の削減、電子媒体の有効活用による文書・情報の共有化などを進めることにより、用紙の使用量を削減する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 継続実施 | | |
| | | —————▶ | | |

No.29 納期前納付報奨金の段階的縮小

| 担当課 | 税務課 | 改善プログラム | | |
|-----|---|---------------|--------|------|
| 内 容 | 当該制度を利用できない納税者（給与所得者）の不公平感を解消するため、年度当初の収支状況を勘案しながら、段階的な縮小を検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 実 施 (第一段階) | 検 討 | |
| | | | -----▶ | |

No.30 町税等収納率の向上

| 担当課 | 税務課、健康づくり課、使用料等を取り扱う課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------|------|------|
| 内 容 | 町税等滞納整理推進本部を中心として、休日納税窓口の一層の推進など、町税・使用料等の収納率の向上に努める。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 継続実施 | | |
| | | —————▶ | | |

No.31 有料広告掲載制度の導入の検討

| 担当課 | 企画政策課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------------|------|------|
| 内 容 | 町ホームページ、公用車、封筒、施設の空きスペース等へ広告を掲載し、広告料を徴収する制度の導入を検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 検 討 -----▶ | | 実 施 |

No.32 補助金等の見直し

| 担当課 | 行政推進課、補助金等交付を担当する課 | 改善プログラム | | |
|-----|---------------------------------|---------|----------|------|
| 内 容 | 負担金、補助金及び交付金について、行政評価制度を用いて見直す。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 見直し | 見直し・一部実施 | 実 施 |

No.33 公共用空地の有効活用の検討

| 担当課 | 管財契約課、道路課 | 改善プログラム | | |
|-----|--------------------------------------|--------------------|------|------|
| 内 容 | 普通財産又は道路用地で空地となっている町有地の売却や活用方法を検討する。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 検 討・随時実施 -----▶ | | |

No.34 使用料・手数料の見直し

| 担当課 | 企画政策課、使用料・手数料を取り扱う課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------|------|------|
| 内 容 | 受益者負担の適正化を図るため、使用料の減免措置の在り方の見直しや、全体を定期的に見直す仕組みを作る。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 見直し | 見直し | 実 施 |

No.35 外部監査制度の導入

| 担当課 | 行政推進課、監査委員事務局 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------------|------|------|
| 内 容 | 現行の監査委員による監査に加え、より専門的で独立した立場からの監査として外部監査制度を導入し、さらなる監査機能の充実を図る。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 検 討 -----> | | 実 施 |

No.36 報酬等の見直し

| 担当課 | 総務課 | 改善プログラム | | |
|-----|--|---------|------|------|
| 内 容 | 非常勤特別職の報酬のうち、支給区分が年額又は月額となっているものについて支給基準及び額を見直す。 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| | | 見直し | 実 施 | |



愛 川 町

お問い合わせ：愛川町総務部行政推進課行政管理班

電 話 046-285-2111 (内線 431~433)

FAX 046-286-5021

電子メール gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp